

干潟・浅場の造成について

1 干潟・浅場の造成、覆砂

(1) 平成10年度から平成16年度(シーブルー事業)

中山水道航路の整備で発生する浚渫砂を用い、平成10年度から平成16年度にかけて下図の39箇所において、約620haの干潟・浅場の造成、覆砂を実施した。

(干潟造成：241ha、浅場造成：106ha、覆砂：273ha)



一般海域：国土交通省
 港湾区域内：港湾課
 共同漁業権漁場内：水産課
 が実施している。

(2) 平成17年度以降

年 度	平成17年度	平成18年度～22年度
干潟造成面積 (ha)	2	25
	三河湾第1種共同漁業権区域	三河湾第1種共同漁業権区域

2 深堀跡地の埋め戻し

(1) 幡豆地区：平成16年度までに浚渫土砂による埋め戻しが終わり、良質砂による覆砂も完了している。

(2) 大塚地区：現在、浚渫土砂による埋め戻しを実施している。